

2026 年 8 月 4 日

東京都江東区東陽六丁目 3 番 2 号
ソントン食品株式会社
代表取締役 石川 紳一郎

就活ハラスメント防止ガイドラインについて

■基本方針

ソントン食品グループでは、求職者との対話を通じ、相互理解を深める採用活動を目指しています。一方で、採用活動において当社従業員が優越的な地位を利用し、求職者に不利益や不快感を与える行為は、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、信頼関係を損なうものであり、決して許されるものではありません。当社グループでは、このような就活ハラスメントを一切容認せず、求職者の皆様が安心して就職活動を行えるよう、組織的な未然防止と環境整備に取り組んでまいります。

■就活ハラスメントの定義

採用選考の応募者、インターンシップ・オープンカンパニー・職場見学への参加者、社員面談等を行う求職者に対し、従業員が職務上の地位や優越性を背景として行う、性的な言動、威圧的な言動、精神的・身体的な苦痛を与える言動、または就職活動等の環境を害する行為のこと。

該当する行為の例（※以下は例示であり、これに限るものではありません）

- ・採用の見返りに食事や交際、性的関係を迫る行為
- ・性的な事実関係（交際相手の有無等）を質問すること
- ・人格を否定するような暴言、威圧的な態度
- ・「他社の選考を辞退すれば内定を出す」といった強要
- ・出身地、宗教、思想・信条、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等に関する差別的言動

■採用活動における遵守事項

従業員が求職者と接するときは、以下のルールを遵守します。

- ①面談場所は、会社施設、喫茶店・飲食店（個室不可）、WEB 会議システム、その他会社が使用を認めた施設に限定します。
- ②飲酒を伴う面談は禁止します。

- ③面談時間は求職者が希望する場合を除き、18 時までには終了します。
- ④連絡は原則として「社有メールアドレス」または「会社が管理する固定/携帯電話」を使用します。従業員個人の SNS や連絡先の交換は禁止します。

■就活ハラスメントへの対応姿勢

- ・就活ハラスメントに該当する行為が確認された場合は、就業規則およびパワーハラスメント防止規則に基づき厳正に対処します。
- ・求職者の皆様からの相談を受け付ける専用窓口を設置します。相談したことを理由に、選考の可否等において不利益な取り扱いを行うことは一切ありません。
- ・相談があった場合は、迅速かつ正確に事実関係の確認を行います。事実が確認された場合は、被害を受けられた方への配慮（行為者との引き離し等）を適正に行うとともに、事実の有無にかかわらず再発防止に向けた措置を講じます。
- ・相談者および行為者等の関係者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じます。ご相談いただいた内容や個人情報は、相談者本人の同意なく行為者へ開示することは一切ありません。加えて、事案の解決および事実関係の確認に必要な範囲でのみ慎重に取り扱い、本人の意向を尊重して対応いたします。

■相談窓口

ソントン食品グループ 就活ハラスメントホットライン相談窓口

TEL : 03-6759-9150

E-mail: hotline@sonton-hd.com

以上